

議案第35号

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 民法の改正に伴い、不正の行為によって入居した使用者に対して区営住宅の明渡しを請求した後に徴収する金銭の額の算定に係る利率を改定するとともに、使用の手続の要件及び管理戸数を変更し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区営住宅管理条例（平成2年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号ただし書中「区長」を「区が指定する法人を連帯保証人とする場合又は区長」に改め、「連帯保証人」の次に「の連署」を加える。

第13条第1項第5号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、「指定する」を「定める」に改める。

第21条第4項中「に該当すること」を「の規定」に、「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改め、「相当する額」の次に「以下」を加える。

別表世田谷区営シティコート世田谷給田の項中「50」を「51」に改め、同表世田谷区営フローレル北烏山の項中「18」を「20」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。